

平成 31 年 1 月 23 日

事例からみる相続アドバイザー (SA) の実務

- ・なぜ、SA は求められているのか？
- ・SA のポジションと本業との関わり方、進め方
- ・SA としての相続事例

主催：NPO 法人相続アドバイザー協議会

講師：NPO 法人相続アドバイザー協議会

理事長 平井利明

1. なぜ、相続アドバイザーは必要なのか？求められているのか？

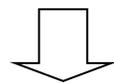
(1) 一般の相続現場では

〈相続発生前〉

- ・ どの様に準備をしておいたら良いのか？
- ・ どの様にすれば争いを防げるのか？

〈相続発生後〉

- ・ 相続経験が少なく分からない事が多い
- ・ 不慣れなことが多い
- ・ 何をどの様に何から手を付ければ良いのか？

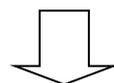


【相続発生】

「何時、誰に、何を、何処へ」 聞けばいいの？

弁護士・税理士の知り合いがない、聞くほどでもない

(最初から争っているわけではない、相続税がかからない等)



聞きたいのは

「手続きの仕方」と「分割の方法」(不動産の処分など)

アドバイスを受けても不慣れで自分で手続きは面倒 ⇒

誰かに頼みたいが (8~9割) ⇒ 身近で信頼できる人

複数の手続き・処理を ⇒ 一箇所で対応できないか

(2) 相続で必要な代表的な諸手続きと各専門家

死亡診断書の受領⇒死亡届(7日以内)

火葬場使用許可証・埋葬許可証

年金等社会保険関係の手続き

《葬儀・四十九日法要・納骨 等々・・・》

相続人の確定調査	行政書士・司法書士
相続財産の調査	SA(相続アドバイザー)
相続財産の評価(相続税納付の有無)	税理士
遺産分割協議(話し合い)	相続人
遺産分割代理人の依頼	弁護士(必要に応じて)
遺産分割協議書作成	行政書士・司法書士
相続登記	司法書士
金融資産の名義変更	相続人←SAアドバイス
確定測量(境界の確定)	測量士
相続税申告・納税	税理士(必要に応じて)
代償金の支払い及び清算	相続人
形見分け	相続人
遺品整理 ⇒ 遺品処理	遺品処理業者

* 以下は不動産を売却の場合 (納税・代償金等に充当・必要に応じて)

建物解体	解体業者
相続財産の売却(不動産)	不動産会社・SA
確定測量(境界の確定)	測量士
譲渡所得税の納付(翌年)	売主(相続人)
住民税(市都民税)の納付	〃
健康保険料の納付	〃

(3) 「相続アドバイザー」のポジションとは

「円満な相続」の実現＝税務・法務等専門家の前に個別の事

情を勘案⇒手続きの優先順位・専門家の選任・実行サポート

を担う実務家が必要 ⇒ **【相続アドバイザーの役割】**

これまでは縦割り⇒必要とされるのは相続ネットワーク

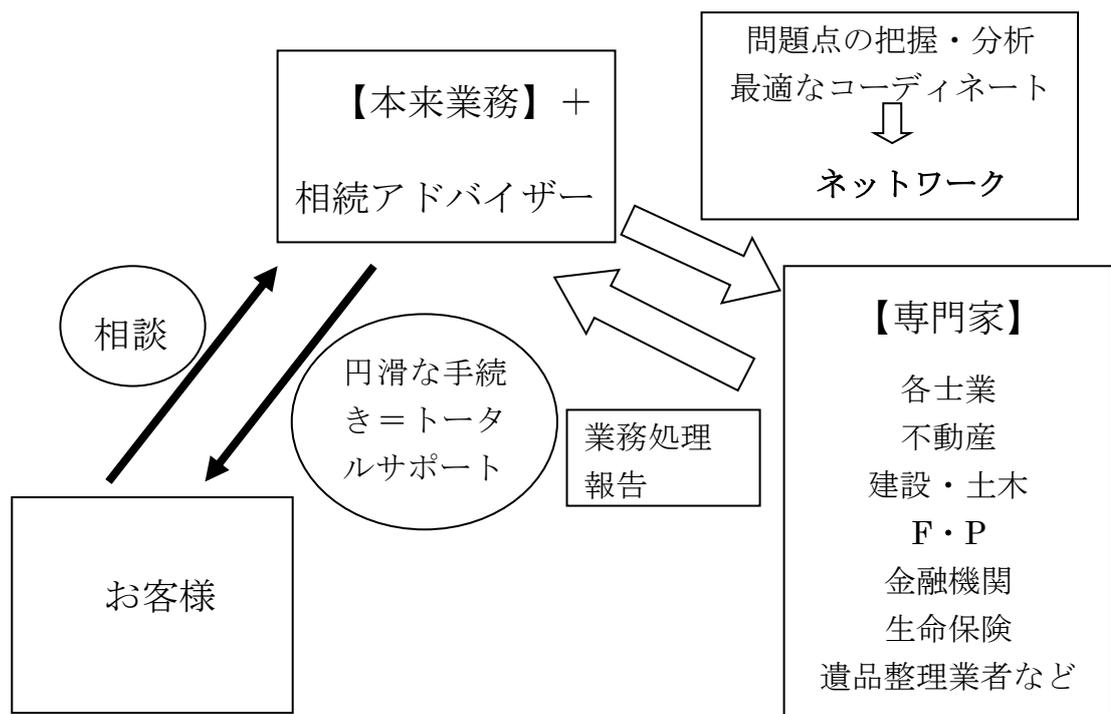
身近な存在⇒ 保険・不動産・建設・介護・FP・金融業等

相続でお悩みの依頼者にトータルサポートが可能

本来業務への信頼獲得+付加価値アップ!

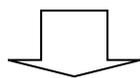
増税傾向・高齢化社会 ⇒ 相続アドバイザーの需要は拡大

相続アドバイザーのポジションと役割



ヒアリング・カウンセラー・洞察力・情報収集力・判断力・表現

力



円満な相続の実現

✚ 本来業務+相続手続き支援 ⇒高付加価値の創出

✚ 相続後の相続人の心のケア⇒付帯業務のサポート

生活設計・介護・葬儀・お墓・二次相続対策のご相談等

2. 相続アドバイザーの関わり方（士業の他、不動産、建設、FP、 保険、金融関係等）

相続財産に占める不動産の割合

地主の相続：90%及びそれ以上

一般の相続：60%～70%

事例 1

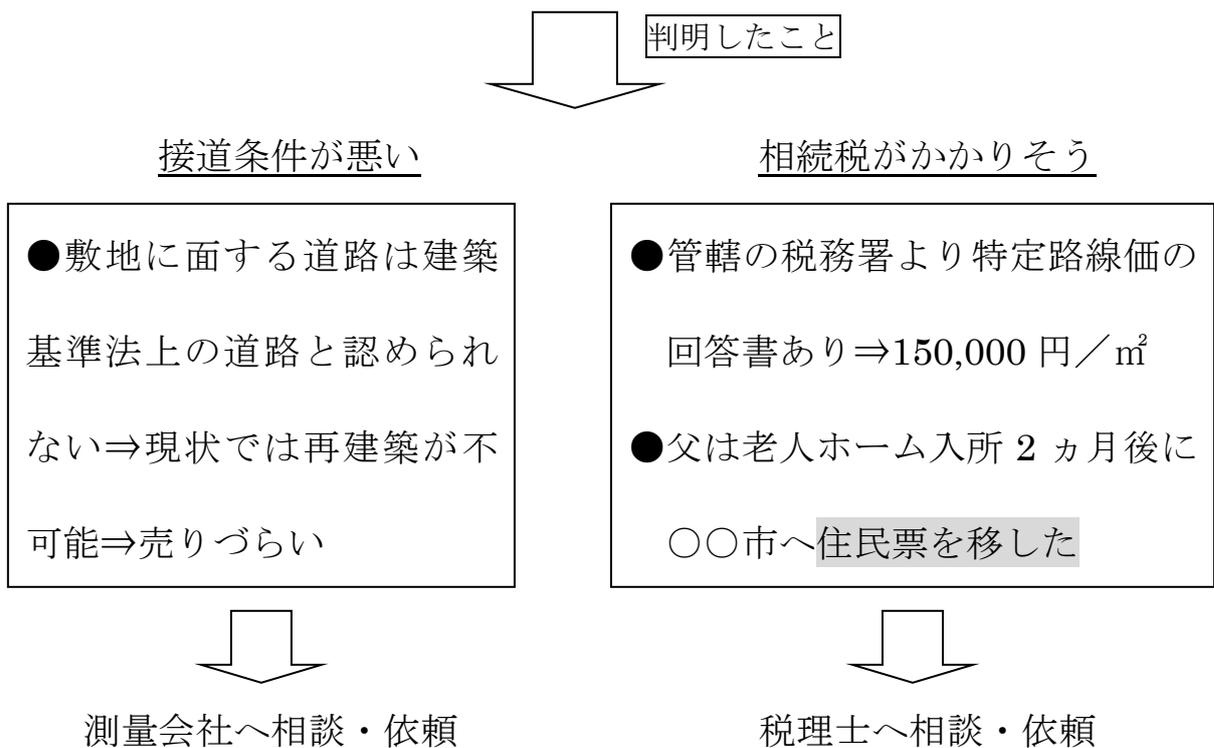
父（老人ホーム入所）が亡くなり相続人は母と A さんと妹の 3 人です。両親は都内の一戸建て（築 46 年）に住んでいましたが、母は手術が必要になり約 2 ヶ月前から病院へ入院しています。遺産分割について A さんは母親に自宅をあげ自分たちはお金で分けたいと考えています。ただ、父が生前話していたことで自宅敷地の通路に少し問題があるとのこと。又、相続税がかかるのか？

どの程度かかるのか心配です。

《相続アドバイザーとしての対応》

- ① 当初の面談でまず確認：もめている様子はないか、遺言の有無、相続人の所在、被後見人・未成年者・身障者の有無
- ② 被相続人の加入状況：社会保険・生命保険等の加入状況

- ③ 相続手続きの進め方の説明
- ④ 相続財産の調査・評価（金融資産・不動産等）
- ⑤ 必要な専門家の選任と報酬の概算額（見積り額）提示
- ⑥ 遺産整理業務（相続手続き業務・財産の調査等）の覚書を締結・報酬の見積り額提示
- ⑦ 固定資産評価証明・公図・測量図等を元に現地調査
- ⑧ 役所で道路等の調査（建築指導課、道路課など）
- ⑨ 近隣の土地について全部事項証明書を全て取り揃える
- ⑩ 路線価図等から土地等の評価額を試算

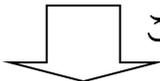


相続人の確定・分割協議書・相続登記  司法書士へ依頼

✚ 道路の調整：幅員が 4m 未満⇒建築基準法 43 条ただし書き

✚ 土地の売却を受任（換価分割）

遺品処理 建物解体 の業者選任

 ここまでに

相続人確定 未支給年金等アドバイス 不動産調査 測量

分割協議書作成 金融資産名義変更 不動産相続登記

相続税申告 形見分け 遺品処理 建物解体 土地売却

代償金清算

終了後、母及び A さんの「生活設計のプランニング」作成

住まい、お金の運用、保険の見直し、エンディングノート

作成などの諸サポート⇒2次相続手続き

その他のケース

- ・過去の相続登記をしていない不動産
- ・相続人が海外に住んでいる
- ・相続人が行方不明
- ・子のいない独身者が亡くなった

ポイント

- * 過半を占める不動産の評価が不可欠
- * 相続税申告の要否を早くつかむ
- * 必要な専門家を選任しチームで対応

3. コンプライアンスについて（相続実務の法令順守とその対応）

- ① 当事者同士がもめている場合の留意点
- ② 遺産分割協議の場に立ち会う時の留意点
- ③ 弁護士・税理士とチームを組む
- ④ 相続アドバイザーはどこまで踏み込むべきか
- ⑤ 遺言書の作成を依頼された場合の対応

* **弁護士法 72 条** ；非弁護士の法律事務の取り扱い等の禁止

* **税理士法 52 条** ；無償独占業務である。

4. まとめ

兄弟姉妹で争った場合のリスクの大きさ

- ・ 子ども、孫も巻き込み親族関係を断ち切る
- ・ ご先祖の墓守がいなくなる
- ・ 勝っても、負けても心を病む（健康寿命を縮める）

- ・日々の穏やかな生活が取り戻せない
- ・相続税の評価減の特例不適用 など

🌈 相続アドバイザーの役割 ⇒ 「円満な相続」の実現

- ・相続発生前のアドバイス
 - もめない・ゆずる・分け易く
- ・相続発生後の諸手続き
 - 何を・いつまでに・どのように
- ・相続税申告後(手続き後)のサポート
 - 相続人のライフプラン・生活の安定化
- ・アドバイザーとしての常識
 - 気くばり・目配り・心配り = コンプライアンスの遵守

*** 大切なのは「専門家のネットワーク」**